

## 重要免責事項

2009年2月12日

**英国 SQEX LTD.による 2006 年英国会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントの方法（以下「本件スキーム・オブ・アレンジメント」といいます。）での Eidos plc 株式の現金による友好的買付け手続き（以下「本件買付け」といいます。）について**

以下に記載する事項は、本サイトを閲覧される全ての方に適用されますので、注意深くお読み下さい。以下に記載された免責事項は、変更又は更新される場合がございますのでご留意下さい。この免責事項は、本サイトにアクセスされる度に全てお読み下さい。

このお知らせの発表、公表又は配布が、適用法令違反となる法域内において、かかる法域に対し、又はかかる法域から、このお知らせの全部又は一部を発表し、公表し又は配布するものではありません。

UBS インベストメント・バンクは、英国金融サービス機構により認可及び規制されており、本件買付け及びこのお知らせに関して英国 SQEX LTD.（以下「SQEX」といいます。）及び株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（以下「当社」といいます。）のフィナンシャルアドバイザーとして活動しており、他のいずれの者に対してもアドバイザーとして活動していません。また、UBS インベストメント・バンクの顧客に対して付与される保護を提供すること及び本件買付け又はこのお知らせにおいて言及されている一切の事項に関してアドバイスを行うことについて、SQEX 及び当社以外に対して責任を負いません。

シティは、英国金融サービス機構により認可及び規制されており、本件買付けに関して Eidos plc（以下「Eidos」といいます。）のフィナンシャルアドバイザーとして活動しており、他のいずれの者に対してもアドバイザーとして活動していません。また、シティの顧客に対して付与される保護を提供すること及び本件買付け又はこのお知らせにおいて言及されている一切の事項に関してアドバイスを行うことについて、Eidos 以外に対して責任を負いません。

このお知らせは、英国法及び英国のシティ・コードの遵守を目的として作成されたものであり、ここで公開されている情報は、英国外の法域の法律に従って作成された場合のお知らせの内容とは異なる場合があります。一定の法域では、このお知らせの発表、公表又は配布が制限されている場合があります。英国外に居住される方及び英国外の法域の法律の適用を受ける方は、ご自身に適用される一切の規制について理解し、これを遵守するようにして下さい。

このお知らせは情報提供のみを目的としており、いかなる法域においても一切の証券の募集若しくは購入の誘引又は議決権行使の勧誘の性質を有するものではなく、また、このお知らせにおいて言及されている証券の売却、発行又は譲渡が、適用法令の違反となる一切の法域において行われるものでもありません。本件買付けに関する一切の対応は、スキーム・ドキュメント又は本件買付けを実施するために作成された文書に記載されている情報に基づいてのみ行って下さい。このお知らせは、目論見書又はそれに相当する文書を構成するものではありません。

本件買付けは英国会社の株式に関するものであり、イングランド及びウェールズ法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントによって成立することが見込まれています。スキーム・オブ・アレンジメントによる取引は、1934年米国証券取引法（その後の改正を含む。）の委任状勧誘やテNDER・オファー・ルール<sup>1</sup>の適用を受けません。従って、本件スキーム・オブ・アレンジメントは、米国の委任状勧誘やテNDER・オファー・ルールにおける要件とは異なる、英国のスキーム・オブ・アレンジメントに関して適用される情報開示規制、ルール及び慣例の適用を受けます。ただし、SQEXが本件買付けを公開買付けにより行うことを決定した場合には、かかる公開買付けは、適用可能な限りにおいて、米国テNDER・オファー・ルールを含む一切の適用法令及び規則に従って行われることとなります。

本件買付けが公開買付けによって行われる場合には、本件買付けが違法となる規制法域内において、かかる法域に対して、又はかかる法域から、直接的又は間接的な方法を問わず、本件買付けが行われることは予定されておらず、また、規制法域から又は当該法域内において、本件買付けにつき応募をすることはできません。従って、このお知らせの写し及び本件買付けに関する一切の文書の郵送若しくはその他の方法による送付（テレックス、ファクシミリ送信、電話、インターネット及びその他電子通信を含むが、これらに限られない。）、配布又は発送は、それらが違法となる規制法域内で、当該法域に対して、又は当該法域から、直接的又は間接的な方法を問わず行われることはなく、また、行うこともできません。また、このお知らせ及び本件買付けに関する一切の文書を受け取った者（カストディアン、名義人及び受託者を含みます。）は、本件買付けについての受諾の意図が無効となるため、規制法域内において、当該法域に対して、又は当該法域から、当該受領文書の郵送又はその他の方法による配布又は送付をしてはなりません。英国外に居住されている Eidos の株主に対する本件買付けの有効性は、その居住している法域の法律による影響を受ける可能性があります。英国外に居住されている方は、ご自身に適用される一切の規制について理解し、これを遵守するようにして下さい。

前段落における「規制法域」とは、本件買付けの拡張又は承諾が当該法域で違法となる法域をいいます。

Eidos の株主に配布されるスキーム・ドキュメントは、Eidos が作成します。スキーム・ドキュメントには本件買付けに関する重要な情報が記載されていますので、スキーム・ドキュメントが入手可能になった際には、それをお読み頂けますよう、Eidos 及び SQEX は、Eidos の株主に対して、切にお願い申し上げます。

このお知らせ及びこれに記載された一切の提案については、上場当局又はこれに相当する機関により、審査及び承認を受けたものではなく、かつ、不承認されたものでもありません。

### 将来予測に関する情報

このお知らせには Eidos、SQEX 及び当社に関する将来に向けての記述が含まれています。このお知らせに記載されている歴史的事実以外のすべての記述は将来に向けての記述であります。将来に向けての記述には、「～を目標としている (targets)」、「～を計画している (plans)」、「～と考えている (believes)」、「～と予想される (expects)」、「～を目的としている (aims)」、「～する意向である (intends)」、「～するつもりである (will)」、「～する可能性がある (may)」、「～が期待される (anticipates)」、「～と見込まれる (estimates)」、「～を企画している (projects)」、これらに類似の意味の単語及び用語並びにこれらの否定語を含む前後の一切の記述が含まれますが、これらに限られません。将来に向けての記述は、(i)今後の資本支出、費用、収入、収益、相乗効果、経済動向、負債、経営状況、配当政策、損失及び

将来予測、（ii）事業及び経営戦略、SQEX 又は Eidos の経営の拡大及び成長並びに本件買付けに起因する潜在的な相乗効果、並びに（iii）SQEX 及び当社又は Eidos の事業に関する政府規制の影響、に関する記述を含みます。

そのような将来に向けての記述は、予期された結果に対して重大な影響を及ぼすようなリスク及び不確実性を伴うものであり、またそれらの記述は一定の前提に基づきなされたものです。多数の要因により、実際の業績が、将来に向けての記述において企画されていた又は含蓄されていた業績と大幅に異なることとなる場合があります。そのような不確実性及びリスクが存在しますので、閲覧者は、これに記載された日現在におけるそのような将来に向けての記述に過度に依存しないようご留意下さい。SQEX、Eidos 及び当社は、適用法令により義務付けられている場合を除き、将来に向けての記述及びこれに記載されているその他の記述を更新する義務を負うものではありません。



平成 21 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 和田 洋 一  
(コード番号 9684 東証第一部)  
問合せ先 グループ経営統括室長 佐々木通博  
(TEL. 03-5333-1144)

## Eidos plc 全株式の買付けに関するお知らせ

当社は、当社の完全子会社である英国 SQEX LTD. (以下「SQEX」といいます。) が英国 Eidos plc (以下「Eidos」といいます。) の発行済及び発行予定全株式に対して現金にて買付け (以下「本件買付け」といいます。) を行う手続きを開始することにつき、本日取締役会にて決議いたしましたのでお知らせいたします。本件買付けは、英国裁判所の承認を得て行われる 2006 年英国会社法上のスキーム・オブ・アレンジメントの方法による友好的な株式の買付けです (以下「本件スキーム・オブ・アレンジメント」といいます。)。なお、英国のテイクオーバー・コードに基づく本件買付けの公表も本日英国において行われます。

### 1. 本件買付けの背景

Eidos は世界有数のビデオゲーム会社であり、「トゥームレイダー」、「ヒットマン」、「デウスエクス」、「シーフ」、「ケイン&リンチ」、「ジャストコーズ」及び「チャンピオンシップマネージャー」等、一連の知的財産を保有しております。

Eidos は優良商品の開発を中核に据えた開発スタジオを中心とした企業です。英国ウィンブルドンに本社を置き、その他に完全支配下にある開発拠点として、Crystal Dynamics、Io Interactive、Beautiful Game Studios、Eidos Hungary、Eidos Game Studios 及び Eidos Montreal を有し、それと共に、販売を行う事務所をヨーロッパ及びアメリカに有する世界的な企業です。

Eidos のヒット商品とスクウェア・エニックスグループの製品が統合されることにより、インタラクティブ・エンタテインメント業界における世界有数のリーダーとしてのスクウェア・エニックスグループの地位は更に強化されることとなります。また、当社は、両社のそれぞれの専門技術が統合されることにより、世界中の顧客の方々に対して、ユニークなエンタテインメントを体験していただけるような優れた製品・革新的なサービスを提供していくことができると考えております。

### 2. 買付価格

本件買付けにおいて、Eidos 株主は、保有する同社株式 1 株当たり 32 ペンスを受領することができます。本件買付けは、Eidos の発行済全株式の価値を、約 84.3 百万ポンドと評価する計算となります。なお、本件買付価格は以下の額に相当します。

- 2009年1月14日（Eidosが本件買付けに関し打診を受けたことにつき公表を行った日の前の最終営業日）のロンドン証券取引所における Eidos 株式終値である 1株当たり 9ペンスに対して、約 258%のプレミアム
- 2009年2月11日（このお知らせ前において株式価格を確定できる最終日）のロンドン証券取引所における Eidos 株式終値である 1株当たり 14ペンスに対して、約 129%のプレミアム
- 2009年2月11日までの1か月間の Eidos 株式終値の平均である 1株当たり 13ペンスに対して、約 150%のプレミアム
- 2009年2月11日までの3か月間の Eidos 株式終値の平均である 1株当たり 17ペンスに対して、約 91%のプレミアム

### 3. 手続き

本件買付けは、裁判所の指示に従って開催される Eidos 株主の集会及び Eidos の臨時株主総会に付議されることとなります。本件スキーム・オブ・アレンジメントが効力を生じるためには、本人又はその代理人が出席し投票を行った Eidos 株主の過半数が承認し、かつ、かかる承認株主の保有に係る株式の価値が投票した株主の保有に係る総株式の価値の 75%以上であることが必要とされます。さらに、本件スキーム・オブ・アレンジメントの実施及びその一環として必要となる減資については、Eidos の臨時株主総会において投票数の 75%を表章する Eidos 株主の賛成による特別決議が採択される必要があります。当該特別決議により、Eidos の定款変更についても承認が行われる見込みです。

2009年3月上旬に本件買付けに関する更なる詳細事項を含んだスキーム計画書類が発送される予定です。なお、本件スキーム・オブ・アレンジメントは監督機関の認可等、必要とされる手続及びスキーム計画書類に定める条件が充足又は放棄されることを条件として行われます。

Eidos の取締役は、このお知らせの日現在、Eidos の発行済株式の約 0.08%である合計 204,153 株を自ら保有しておりますが、当該株式につき株主集会及び臨時株主総会において本件スキーム・オブ・アレンジメントに賛成することを確約しております。また、Eidos の取締役は、株主に対して、本件スキーム・オブ・アレンジメント並びに株主集会及び臨時株主総会における決議の採択を推奨することに全員一致で賛同する予定です。株主集会及び臨時株主総会は 2009年3月末日までに開催予定であり、本件スキーム・オブ・アレンジメントの効力は 2009年4月末日までの間に生じる見込みです。

SQEX 及び当社は、他の一部株主から Eidos の発行済株式の約 13%にあたる 34,225,256 株について、本件スキーム・オブ・アレンジメントに賛成する旨の確約を受け取っております。

また、Warner Bros Entertainment Inc.は、かつて Eidos との間で締結した株式引受契約において Eidos の発行済株式の約 20%にあたる 52,518,080 株に関して本件スキーム・オブ・アレンジメントへの賛成の確約を行う義務を負っています。

なお、Eidos は、本件スキーム・オブ・アレンジメントが発効する前に、ロンドン証券取引所に対して Eidos 株式の取引を停止するための申請を、英国金融サービス機構に対して上場を廃止するための申請を、それぞれ行う予定です。

#### 4. 買付資金

本件買付けにおいて Eidos 株主に交付される金銭全額については、当社が保有する手元資金を充当する予定です。SQEX のフィナンシャルアドバイザーである UBS インベストメントバンク（英国）も、当社が本件買付けに必要な額を十分満たす手元資金を有しているものと判断しております。

#### 〈参考情報〉

Eidos の概要は以下のとおりです。

商 号 : Eidos plc

所 在 地 : Wimbledon Bridge House, 1 Hartfield Road, Wimbledon, London SW19 3RU

事業内容 : インタラクティブ・エンタテインメント製品の開発、製作及び販売

決 算 期 : 6 月 30 日

2008 年決算期における財政状態及び経営成績 :

連 結 売 上 高 : 119 百万ポンド

連 結 税 引 前 損 失 : 136 百万ポンド

連 結 純 資 産 : 120 百万ポンド

以上